

第3章 計画の 基本的な 考え方

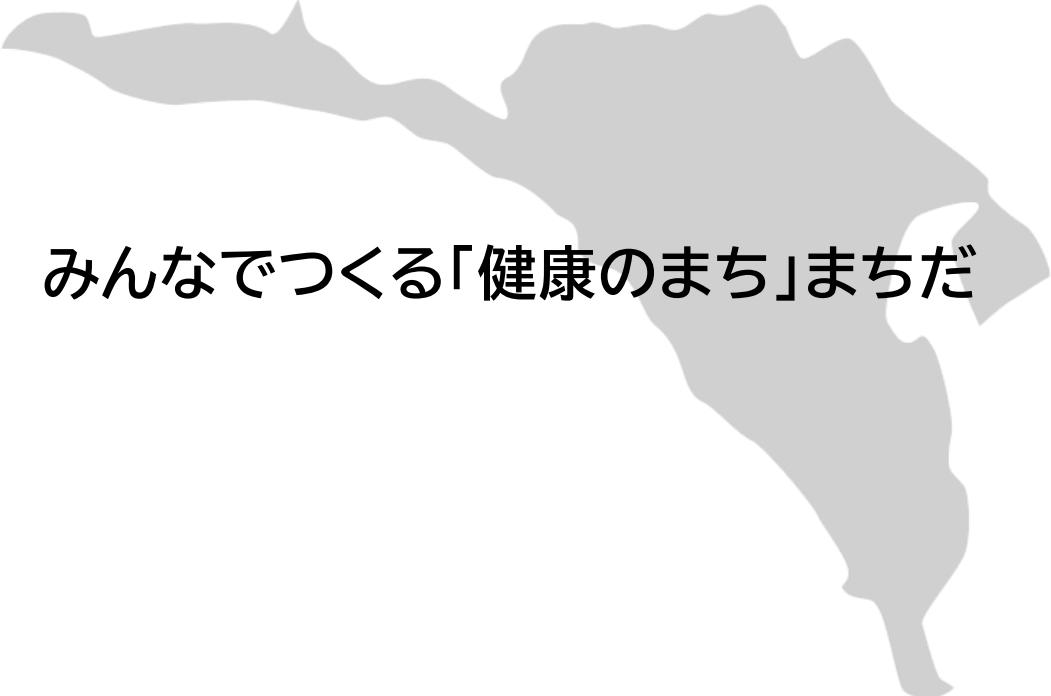
第3章 計画の基本的な考え方

1 理念

町田市は、健康づくりの推進、疾病対策や医療相談体制の充実などの取り組みを進めています。

また、災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指すため、すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心し希望を持って生活できるよう、理念として“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を掲げます。

本計画は、市民及び関係機関・団体等と行政の連携により、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに具体的な取り組みを推進し、すべての市民が健康で安心し希望を持って生活できる地域の実現を目的とします。



みんなでつくる「健康のまち」まちだ

2 基本目標

社会的背景、国・東京都の動向や前計画の評価から捉えた課題を踏まえ、“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”の実現に向け、「誰もが」すこやかで、「どんなときも」安全・安心であることを目指し、市民自らが健康づくりに励み、生活習慣を改善するための支援とその環境整備の支援という視点から、2つの基本目標を定めました。

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

「健康のまち」であるために、妊娠された方、子育てをされている方や子どもへの切れ目のない支援を行うとともに、すべての世代がすこやかに暮らせるよう、健康づくり意識の向上、望ましい栄養・食生活及びこころの健康づくり等に自ら取り組んでいただけるよう支援していくことが重要です。「からだ」と「こころ」の健康は良い影響も悪い影響も相互に関係し合っています。さらに、食生活習慣は、2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果からも、心身の健康状態に大きな関わりがあることが分かっています。

のことから、妊娠・出産・子育て、からだの健康、食育、こころの健康を目指す姿を、それぞれ基本目標1に紐づく4つの目標として掲げました。

基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

「健康のまち」であるためには、平時から衛生的な環境や医療体制を整えるとともに、非常時に市民の健康を守るための体制整備の構築が不可欠です。市民の健康を守るとともに、医療の質を保ち、みんなの医療を守るには、市民に上手な医療のかかり方を身に付けていただくことが重要です。また、災害や新興感染症発生時において医療体制を維持するためには、行政が行う対策、市民や関係機関が行うことのできる備えについて、市民、関係団体、行政が相互に協力して取り組むことが必要です。あわせて、衛生的な生活環境の充実に努めるとともに、動物との共生のための環境づくりを推進するため、を目指す姿を基本目標2に紐づく3つの目標として掲げました。

分野横断的な取り組み

「2 計画の統合について」(P.7 参照)でも記載したとおり、これまで以上に包括的なサービスを市民に届ける取り組みを行います。

例)食育では、健康と食生活の視点から、各分野と連携し取り組みを進めます。

●父親への離乳食講習会(P.75 参照)

男女平等推進センターと連携し、父親に乳幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、育児参加を促すための支援をします。

●町田市食育ボランティアに向けたこころのサポーター養成研修の実施(P.76 参照)

町田市食育ボランティアがこころのサポートについて学び、こころの健康の視点を取り入れた食育活動を行うことで、こころの不調の早期発見やサポートに寄与します。

3 施策体系・重点目標

基本理念

“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”

基本目標	目標	施策
基本目標1 誰もが すこやかな暮らしができる まちをつくる	目標 1 妊娠・出産・子育てを 支えるまち(★)	(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援 (2)乳幼児の健康の保持及び増進
	目標 2 からだの健康 を支えるまち	(1)健康づくり意識の向上 (2)歯と口の健康づくり (3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上 (4)非感染性疾患対策 (5)感染症対策
	目標 3 食で健康 を支えるまち(★)	(1)望ましい栄養・食生活の推進 (2)食を通じて地域とつながるための支援 (3)食に関する環境の整備
	目標 4 かけがえのない いのちを 大切にするまち(★)	(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化 (2)こころの健康づくりの推進
基本目標2 どんなときも 安全・安心な生活ができる まちをつくる	目標1 安心できる地域医療が あるまち	(1)適切な医療を受けられる環境整備 (2)適切な受診に関する普及啓発
	目標2 新興感染症や大規模災害 に対応できるまち(★)	(1)新興感染症対策 (2)大規模災害時における医療提供体制の充実
	目標3 安全で衛生的な生活環境 が整っているまち	(1)食品衛生の確保 (2)環境衛生の確保 (3)動物との共生の推進

(★)がついた目標は、重点目標です。

4 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の実現

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために2030年までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 の目標から構成され、目指す未来の姿から逆算して、未来を起点に現在の施策を考える発想を活用し、「誰一人取り残さない」ために先進国を含めたすべての国で取り組みが進められています。

市がこれまでに進めてきた取り組みは、多くの点で SDGs の理念や目標と合致することから、引き続き本計画における取り組みの推進を通して SDGs の目標の実現に貢献していきます。

本計画で目指す目標

1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	8 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
11 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

5 ICT の利活用、デジタル化

国の「健康日本 21(第三次)」のビジョンとして、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」が掲げられ、あわせてICTの利活用等を進めるよう構想が示されました。

町田市においても以下の取り組みを始めとしたICTの利活用やデジタル化を推進するとともに、今後も国や都の動向を注視しながら、幅広い世代へのそれぞれの特性を踏まえた健康づくりのために、活用の手法を検討・拡充していきます。

〈取り組みの例〉

●手続き等のオンライン化

・医療 DX の推進(P.62 参照)

…乳幼児健診(集団)を対象に、マイナンバーカードを利用した問診票の電子化等を推進します。

・がん検診や成人健康診査に関する申請手続きのオンライン化(P.71 参照)

…「町田市乳がん・子宮頸がん特例措置申請」及び「成人健康診査・がん検診等の自己負担金免除申請」について、申請手続きのオンライン化を進めます。

・動物の飼育や管理に関する申請手続きのオンライン化(P.105 参照)

…動物の飼育や管理に関する申請手続き(犬登録など)のオンライン化を進めます。

●情報発信

・民間企業や給食施設と連携した、食に関する啓発活動(P.78 参照)

…市民が普段利用するスーパーなどにおいて啓発リーフレットを配布します。交通機関や商業施設におけるデジタルサイネージを使った情報発信を行います。

講習会の実施やデジタルツール(You Tube、SNS等)を通じて情報を提供します。

・SNS 自殺防止相談事業(P.84 参照)

…近年、若者の多くが SNS を日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的とした SNS を活用した相談事業を実施します。

第4章

目標・施策

目標・施策ページの見方

基本目標(記載例)

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち

安心して出産し、楽しく子育てができるように、妊娠や出産、子育てに関して気軽に相談ができる環境や、乳幼児の健康状態、発育、発達面を月齢に応じて把握でき、必要な支援や情報を早期に得られる環境を整えます。

指標

指標名	現状値	中間目標値	目標値
出産した人のうち、妊娠中に面接を受けていた割合	84.1%	85%	85%
産後ケア利用申請数	707 件	899件	1,090件
未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合	2%	1%	1%
未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合	0.8%	0.8%	0.8%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	83.8%	85%	85%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	80.5%	82%	82%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	96%	96%	96%
こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)	91.3%	91.3%	91.3%

現状と課題

- 町田市の希望出生率(※1)は 2019 年度実施の町田市民意識調査によると 1.91 であったのに対して、合計特殊出生率(※2)は 2021 年で 1.13 となっています。希望出生率の実現に向けて、妊娠から子育てに至る各段階での、不安や悩み等を解消し、妊娠や子育てを通じて、子どもと共に成長し、幸せを感じることができるよう産前産後の支援の充実が必要です。
- 2024年度からすべての子育て世帯に対する包括的かつ重層的な支援を展開するため、「児童福祉部門」と「母子保健部門」を一体的に運営する「こども家庭センター」(P.59 コラム参照)を設置しました。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一體的な支援を提供することができるよう、多職種による

■基本目標

「理念」である『みんなでつくる「健康のまち」まちだ』を実現するため、基本的な方向性を示したもののです。

■目標

基本目標を達成するための目指す姿を「目標」として示したもののです。

■基本目標における指標

目標達成を実現するため、具体的な目標値を示しています。

■現状と課題

本市を取り巻く社会情勢や、国・都・本市の法改正等のほか、現状の進捗状況を記載しています。
また、現状から読み取れる課題についてもあわせて記載しています。

施策(記載例)

施策(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援

施策の方向性

- 市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように、産前の相談機会の提供や支援、面接・産後ケア事業の拡充を行うなどして、切れ目のない支援を充実させ、育児不安の軽減を図ります … 1~8、11、17、18
- 出産、育児に関する個々の状況に応じて、子育て家庭への支援を行います。健康状態や育児環境等を整えられるよう関係機関と連携した支援体制を推進します … 3~5、12~17、18
- 妊娠・出産・子育てのそれぞれの時期に応じて、子育てサービスの各種情報が届くように知方法の拡充を行います … 9、10、17

■施策

目標達成のため実施していく取り組みを示したものです。

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	保健予防課	町田市医師会
2	妊婦歯科口腔健康診査	妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠時に、むし歯(う蝕)、歯周疾患等の健診を実施します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	出産・子育てしっかりサポート面接事業	すべての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。	保健予防課	—

■施策の方向性

計画期間内において、主な取り組みの方向性について記載したものです。文章の末尾には、対応する主な取り組みの番号を記載しています。

■主な取り組み

計画期間内において、具体的に実施する取り組みやその事業を記載したものです。

コラム No.1

「町田市成育医療等に関する計画」 ～少子化の進行・人口減少対策に向けて～

2023年3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、市区町村に対し2014年6月17日付の母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、2024年度を初年度とする「成育医療に関する計画」を策定することが、成育医療に関する施策の例として示されました。

「成育医療に関する計画」は、少子化の進行及び人口減少等、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対し、医療、保健、教育（健康・食育）、福祉等のより幅広い関係分野での施策について相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取り組みを推進することを目的として定められているものです。

町田市においては、「（仮称）まちだ健康づくり推進プラン24-31」の策定にあたり、母子保健を

■コラム

実施している事業、用語の解説等を記載しています。

本計画に掲載の「指標」について

現状値……2022 年度の数値等を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については直近に近いものを使用します。

中間目標値……2027 年度の数値等を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については直近に近いものを使用します。

目標値……計画の最終年度である 2031 年度の目標値を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については、原則として最終年度に近いものを使用します。

基本目標1

誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち

安心して出産し、楽しく子育てができるように、妊娠や出産、子育てに関して気軽に相談ができる環境や、乳幼児の健康状態、発育、発達面を月齢に応じて把握でき、必要な支援や情報を早期に得られる環境を整えます。

指標

指標名	現状値	中間目標値	目標値
出産した人のうち、妊娠中に面接を受けていた割合	84.1%	85%	85%
産後ケア利用申請数	707 件	899件	1,090件
未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合	2%	1%	1%
未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合	0.8%	0.8%	0.8%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	83.8%	85%	85%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	80.5%	82%	82%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	96%	96%	96%
こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)	91.3%	91.3%	91.3%
乳幼児健診受診率	95.6%	95.6%	95.6%
かかりつけ医をもっている子どもの割合	90.3%	90.3%	90.3%
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合	2%	1%	0%

現状と課題

- ・町田市の希望出生率(※1)は 2019 年度実施の町田市民意識調査によると 1.91 であったのに対して、合計特殊出生率(※2)は 2021 年で 1.13 となっています。希望出生率の実現に向けて、妊娠から子育てに至る各段階での、不安や悩み等を解消し、妊娠や子育てを通じて、子どもと共に成長し、幸せを感じることができるよう産前産後の支援の充実が必要です。
- ・2024年度からすべての子育て世帯に対する包括的かつ重層的な支援を展開するため、「児童福祉部門」と「母子保健部門」を一体的に運営する「こども家庭センター」(P.63 コラム参照)を設置します。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な支援を提供することができるよう、多職種による地域での保健、医療、福祉及び教育を包括的に支援する体制整備を進めています。また、子ども家庭センターと併せて、地域子育て相談センター、保健所が地域の身近な窓口で気軽に相談できる体制を取っています。
- ・子ども・子育てに関する不安や悩みは複雑化・多様化しており、妊娠・出産数が減少するなか、継続した支援が必要な家庭の数は増加傾向にあります。出産・子育てしっかりサポート事業における妊婦面接やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診などあらゆる母子保健事業をとおして、出産や育児に不安があり支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、母子ともに健康でいられるための早期支援が求められています。また、早期に介入し継続した支援を行うことで、虐待予防にも努める必要があります。
- ・子育て世帯や関係機関等における手続負担の軽減、利便性・福祉の向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ICT等の活用により各種施策を推進する必要があります。

(※1)若い世代における、結婚、子どもの数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率

(※2)一人の女性が一生に産む子どもの数の平均

関連する計画

- 新・町田市子どもマスターplan(後期)
- 町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026

施策(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援

施策の方向性

- 市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように、産前の相談機会の提供や支援、面接や産後ケア事業の拡充を行うなどして、切れ目のない支援を充実させ、育児不安の軽減を図ります … 1~8、11、17、18
- 出産、育児に関する個々の状況に応じて、子育て家庭への支援を行います。健康状態や育児環境等を整えられるよう関係機関と連携した支援体制を推進します
… 3~5、12~17、18
- 妊娠・出産・子育てのそれぞれの時期に応じて、子育てサービスの各種情報が届くように周知方法の拡充を行います … 9、10、17

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	保健予防課	町田市医師会
2	妊婦歯科口腔健康診査	妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠時に、むし歯(う蝕)、歯周疾患等の健診を実施します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	出産・子育てしっかりサポート事業	すべての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。	保健予防課	—
4	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育家庭等の把握を行います。	保健予防課	—
5	産後ケア事業	出産後、医療機関などの施設もしくは助産師による訪問で、お母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談を行います。	保健予防課	町田市民病院、協力医療機関、助産師会など
6	離乳食講習会	乳児の栄養、食生活について(離乳食のすすめ方)の講習会を開催します。	保健予防課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
7	両親学級	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。	保健予防課	—
8	乳幼児・母性相談	生後2か月から就学前の子どもの身長・体重測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談を行います。	保健予防課	町田市家族計画推進協議会
9	まちだ子育てサイト	子育て家庭に向けた手続きやイベント等の情報を分かりやすく掲載します。産後ケア事業等に関する申請をサイトから行うことができます。	子ども総務課 庁内関係各課	—
10	わくわくワクチンプラス	わくわくワクチンプラスアプリによって、子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得等ができます。	保健予防課	—
11	地域子育て相談センター事業	親子の遊び場の提供や相談対応等、直接子育て家庭と関わる一方で、各地域の子育て支援の拠点となります。	子育て推進課	—
12	マイ保育園事業	身近な保育園をマイ保育園として登録することにより、在宅で子育てをしている方のパートナーとして、子育てに関する相談や情報提供を行います。	子育て推進課	公立保育園、法人立保育園 幼保連携型認定こども園
13	子育てひろば事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言を行います。	子育て推進課	公立保育園、法人立保育園 幼保連携型認定こども園
14	子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満の子どもとその家庭の相談を受けます。必要に応じて情報提供、専門機関やサービスの紹介、問題解決に向けたサポートを行います。	子ども家庭支援センター	—
15	育児支援ヘルパー事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする保護者に対し、一定期間ヘルパーを派遣し、育児・家事の援助を行います。	子ども家庭支援センター	—
16	子どもの発達・療育に関する相談	歩き始めが遅い、友達とうまく遊べない等、お子さんの発達についての相談に乗り、必要な支援を一緒に考えます。	子ども発達支援課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
17	妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援の充実	「町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」の開設に向け、母子保健部門と児童福祉部門が一体となって、地域の子育て相談機関と密接に連携し、すべての妊産婦・子育て世帯への支援を強化します。(P.63 コラム参照)	保健予防課 子ども家庭支援センター	地域の子育て相談機関
18	医療 DX の推進	乳幼児健診(集団)を対象に、マイナンバーカードを利用した問診票の電子化等を推進します。	保健予防課	町田市医師会など

コラム
No.1

「町田市成育医療等に関する計画」
～少子化の進行・人口減少対策に向けて～

2023年3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、市区町村に対し2014年6月17日付の母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、2024年度を初年度とする「成育医療に関する計画」を策定することが、成育医療に関する施策の例として示されました。

「成育医療に関する計画」は、少子化の進行及び人口減少等、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対し、医療、保健、教育(健康・食育)、福祉等のより幅広い関係分野での施策について相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取り組みを推進することを目的として定められているものです。

町田市においては、「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン24-31」の策定にあたり、母子保健をはじめとした成育医療の提供に関する事項について、市民意識調査を行い、将来人口推計や町田市の特性、社会経済状況の変化などを前提に、「町田市保健所運営協議会」を通じて、町田市に関わる多くの方々と検討を重ねてきました。こうした策定経緯から、本計画は成育医療にある者等を対象とした計画という側面も持ち合わせていると言えます。

そこで、「成育医療に関する計画」について、成育過程にある者等に対する施策を横断的に推進し、総合・計画的に実行できるよう、町田市の母子保健サービス提供の現状、サービス目標等を示した「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン24-31」に包含して策定します。

母子保健に加えて、医療、保健、教育等の部門と関わる団体と連携し、子育てをする方への妊娠期からの切れ目のない支援を実施することで、「赤ちゃんに選ばれるまち」の実現を目指します。

子どもや子育て世代が、楽しいときも困ったときも集う場所として、誰もが知りうる存在となってほしい、そんな思いから、町田市では、「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」において、様々な取り組みを行っていきます。具体的には、赤ちゃんを安心して迎える準備のための「プレママ・プレパパクラス」や「出産・子育てしっかりサポート事業」等の取り組み、また、赤ちゃんの健やかな成長のための「乳幼児健康診査」、「離乳食講習会」等の取り組みを行います。さらに子どもが自分らしく育つため、教育支援とも一体となって行うことと、切れ目のない子ども・子育て支援を実現します。楽しい時も困ったときも、妊産婦から子育て世代の家族が集い、自然と交流が生まれる場所として、来訪者を温かくお迎えします。

2022年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を持つ「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。町田市の「こども家庭センター」のコンセプトは、総合的な子どもと家庭の支援体制の構築に向けて「母子保健に関する機能」と「児童福祉に関する機能」とを一体的に展開していくことです。

町田市では、2029年度のオープンを目指している「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」の整備にあたり、この「こども家庭センター」を中心として設置することで、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けることができる拠点とします。

【新施設の機能連携イメージ】



出典:町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備基本計画

施策(2)乳幼児の健康の保持及び増進

施策の方向性

- 乳幼児の健康を保持するため、乳幼児健康診査等を実施します。各月齢に応じた発育、発達面の心配などに対して相談の実施や適切な相談機関につなげるなどの支援を行います
… 1~4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	乳幼児の健康診査 〔医科・歯科〕	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を目的として、3~4か月児、6~7か月児、9~10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とした健診を行います。	保健予防課	町田市医師会 町田市歯科医師会
2	新生児聴覚検査 の助成	聴覚障害を早期に発見することで、音声言語発達への影響を最小限に抑えるために、検査の助成を行います。	保健予防課	—
3	乳幼児定期予防接種	予防接種法に基づき、ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合等の予防接種を指定医療機関にて無料で実施します。	保健予防課	町田市医師会
4	わくわくワクチン プラス (再掲)	わくわくワクチンプラスアプリによって、子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得等ができます。	保健予防課	—

目標1－2 からだの健康を支えるまち

すべての世代で市民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、健康に関する正しい知識を持ち、活用するための支援をします。また、健康づくりの活動を通して市民のつながりの創出を目指します。

指標	現状値	中間目標値	目標値
1年間に1回以上健康診査を受けたことがある人の割合	78.1%	↑	80%
自分の健康状態を良いと感じる人の割合	80.7%	83%	85%
「みんなの健康だより」の発行回数	年3回	年3回	年3回
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合(再掲)	2%	1%	0%
40歳以上で歯周炎にかかっている人の割合	43.4%	40%	35%
60歳代でなんでも噛んで食べることができる人の割合(※1)	77% (参考値:91.9%)	80%	85%
喫煙率	13.8%	12.9%	12%
大腸がん検診受診率	16.6% (※2)	↑	60% (※3)
子宮頸がん検診受診率	28.9% (※2)	↑	60% (※3)
乳がん検診受診率	34.6% (※2)	↑	60% (※3)
感染症に関する普及啓発回数	10回	20回	20回
人口10万人対結核罹患率	7.9 (2018年から2022年の平均)	5.5	5.5
MR(麻しん風しん混合)1期の予防接種率	99%	99%	99%

(※1)指標は町田市民の保健医療意識調査、参考値は歯科口腔健康診査の数値。

(※2)町田市民の保健医療意識調査(2023年3月)の結果及び市の検診における69歳以下の受診率(2022年度)を合算して算出。市の検診以外(職域における実施など)を含む。

(※3)「がん対策推進基本計画(第4期)」(年3月・厚生労働省)による目標値(69歳以下を対象)。市の検診以外(職域における実施など)を含む。

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前と比べて、2～3割の人に心身の健康状態の悪化が見られました。(※)健康づくりや生活習慣の改善に向けて情報発信等を行っていく必要があります。
- ・歯を喪失する大きな要因となっているむし歯(う蝕)や歯周病を予防し、生涯にわたり歯と口の健康を保つことは、健全な食生活や社会生活等の質の向上に寄与します。そのため、自身の歯と口の状況について知る機会や歯と口の健康づくりに関する普及啓発を継続して行っていく必要があります。
- ・2020年4月の改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙の防止に向けて取り組んできましたが、より多くの人に知っていただくために、たばこが及ぼす健康被害や受動喫煙防止に対する意識向上に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・主に喫煙が原因となる肺の炎症性疾患である COPD(慢性閉塞性肺疾患)を知っている人の割合は増えてきているものの、まだ5割にも満たないため、引き続き周知していく必要があります。(※)
- ・がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん経験者は増加しており、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるように支援する取り組みが課題となっています。(P.72 コラム参照)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、関係機関等職員を対象とした健康教育の機会が持てませんでした。今後は会議や健康教育などの機会を活用し、感染対策の実践に向けて関係機関との連携を図っていく必要があります。
- ・地球温暖化の影響により、近年、熱中症による救急搬送人員数は高い水準で推移しており、熱中症予防について、市民へ普及啓発を行っていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、定期予防接種の接種率が低下しています。特に MR(麻疹風疹混合)ワクチンでは、国の統計によると全国的に接種率が低下し、2008年の調査開始以降最も低い接種率となっています。感染症のまん延を防止するため、有効な手段である予防接種の接種機会を確保し、一定の接種率を維持する必要があります。

(※)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)健康づくり意識の向上

施策の方向性

- 健康づくりや生活習慣の改善に関する情報を効率的・効果的に発信することで、市民が健康に関する意識を高める機会を創出します … 1～15

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	「みんなの健康だより」の発行	保健所情報紙「みんなの健康だより」を発行し、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを発信します。	健康推進課	—
2	健康づくり推進に関する普及啓発イベントの開催	町田市総合健康づくり月間を開催し、様々な健康づくりのイベントを紹介します。	健康推進課	—
3	健康づくり推進員を中心とした健康づくり活動の普及	健康づくり推進員による自主的な健康づくり活動を支援します。	保健予防課	—
4	町田を元気にするトレーニング(町トレ)の普及	お住まいの地域で定期的・継続的に介護予防に取り組むための町田市オリジナルトレーニングの普及啓発を行います。	高齢者支援課	—
5	自主グループの支援	高齢者支援センターを通じて、介護予防を実践する自主グループの活動支援を行います。	高齢者支援課	—
6	「まちとも」と連携した放課後のスポーツ推進	「まちとも」に、スポーツ推進委員や地域スポーツクラブから講師を派遣し、スポーツ教室等を実施することで、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。	スポーツ振興課	スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ
7	指定管理者や地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員によるスポーツ教室などの実施	指定管理者や地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員によるスポーツ教室や、イベント、運動動画などを通して、市民誰もが、いつでもどこでもスポーツに参加できるよう、スポーツに親しむきっかけを充実させます。	スポーツ振興課	スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ
8	健康づくりに関する講座の実施	健康づくりやこころの健康に関連するテーマの講座を実施し、健康づくりの意識向上を図ります。	生涯学習センター	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
9	フレイルチェック会の開催	市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、運動・栄養・口腔・閉じこもり等フレイルに関する総合的なチェック及び専門職によるフレイル予防に関する講座を開催します。	高齢者支援課	—
10	介護予防と健康づくりの一体的な推進	介護予防の取り組みに、栄養・口腔・運動等について保健医療職の支援を取り入れるとともに、高齢者が身近な場所で、介護予防・フレイル予防に取り組むことができるよう支援します。	高齢者支援課	—
11	成人健康診査	18歳から39歳の方を対象に、生活習慣病の予防や継続的な健康管理を目的として、健康診査を実施します。また、成人健康診査の受診勧奨を行います。	健康推進課	—
12	特定健康診査	40歳から74歳の国民健康保険に加入する方を対象に、生活習慣病の早期発見と予防を目的として、特定健康診査を実施します。	保険年金課	—
13	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入する方を対象に、生活習慣病の早期発見と予防を目的に後期高齢者健康診査を実施します。	保険年金課	—
14	産業保健と連携した事業	働き盛りを対象に、産業保健と連携した事業を行います。	健康推進課	—
15	熱中症予防の普及啓発	暑さへの「気づき」を呼びかけるための「熱中症警戒アラート」や熱中症予防行動について、民間協定企業と連携して普及啓発を行います。	健康推進課	民間協定企業

〈 健康診査の範囲 〉

18歳 ~ 39歳 40歳 ~ 74歳 75歳 ~

18歳以上39歳以下
健康診査

特定健康診査

後期高齢者医療
健康診査

施策(2)歯と口の健康づくり

施策の方向性

- あらゆるライフステージの市民に対し、歯科口腔保健情報を発信します … 1、3、4
- 自分で歯と口の状態を把握できる機会を提供します … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	歯科口腔保健情報の普及啓発	生涯にわたる歯と口の健康づくりを図るために、ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健情報を発信します。	保健総務課 保健予防課	町田市歯科医師会
2	乳幼児歯科健診、歯科口腔健康診査、高齢者歯科口腔機能健診の実施	自身の歯と口の状態を把握できるよう、歯科健診を実施します。また、歯科健診をきっかけとし、市民が身近な地域にかかりつけ歯科医を持つことを目指します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	研修会・講習会の開催	市民や地域の多職種を対象に、歯と口の健康づくりに関する研修会・講習会を開催します。	保健総務課	—
4	保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信	園児の歯科保健の現状を把握するため、市内の保育園・幼稚園の歯科健診結果を収集・分析します。また、分析結果を基に、園児の口腔の健全の保持を図れるよう情報を発信します。	保健総務課	—

コラム No.3

『まちだ お口を元気にするトレーニング ロトレ』と 口腔機能低下の予防

口腔機能の低下(いわゆるオーラルフレイル)を放置すると十分な食事を摂ることができず、徐々に要介護状態に向かってしまいます。予防のためにはよく噛める歯と口周りの筋肉を鍛えることが重要です。

町田市が作成した『ロトレ』を実践して口周りの筋肉を鍛え、口腔機能の低下を防ぎましょう。

また、定期的に歯科健診を受けることも大切です。18~70歳の方は歯科口腔健康診査を、71歳以上の方は高齢者歯科口腔機能健診を受診してご自身のお口の状態を把握しましょう。



ロトレを行っている様子

施策(3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上

施策の方向性

- たばこが及ぼす健康被害について周知します … 1～3
- 健康に配慮した生活を送るために必要な情報を積極的に発信します … 4、5

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	受動喫煙防止対策事業	受動喫煙防止に対する意識の向上に向けて普及啓発を行います。	健康推進課	—
2	禁煙外来の周知	市内の禁煙外来を実施している医療機関一覧を作成し、配布します。	健康推進課	—
3	防煙教育事業	防煙教育に関するチラシを作成し、教育機関等に配布します。	健康推進課	—
4	青少年を対象とした薬物乱用防止教室の開催	小学校・中学校・高校・その他関係団体で薬物乱用防止教室を開催します。	健康推進課	東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会
5	市販薬の過量摂取(オーバードーズ)の有害性・危険性に関する情報の周知	青少年を対象として、市販薬の過量摂取(オーバードーズ)の有害性・危険性に関する情報を教育機関等に周知します。	健康推進課	—

コラム No.4

市販薬の過量摂取 (オーバードーズ)について

近年、若者の間で、咳止め薬や風邪薬といった市販薬の過量摂取、いわゆるオーバードーズが問題となっています。

医薬品は、効果を安全に発揮するために、用法や用量(飲むタイミングや、飲む量)が決められています。これらを守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起しあたり、やめられなくなったりするおそれがあります。

薬物乱用防止事業



市販薬の濫用防止に関するポスター
出典:厚生労働省ホームページ

施策(4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策

施策の方向性

- がん検診の受診率の向上を図ります … 1
- がんに関する正しい知識等の普及啓発に努めます … 2
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する知識の普及に取り組みます … 3
- がん・生活習慣病等の予防に関する知識の普及啓発に努めます … 4、5
- がん検診や成人健康診査に関する市民からの申請手続きのオンライン化に取り組みます … 6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	各種がん検診の実施	がんの早期発見・早期治療並びにがん予防を目的としたがん検診の実施や受診率向上のための受診勧奨を実施します。	健康推進課	—
2	がんに関する正しい知識等の普及啓発	がんに関する正しい知識等の普及啓発とがん患者へのアピアランスケアを行います。	健康推進課	—
3	COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する普及啓発	COPD(慢性閉塞性肺疾患)について、成人健康診査受診者へ医療機関で配付している「お役立ちガイド」に掲載し、啓発します。	健康推進課	—
4	がん・生活習慣病等の予防に関する普及啓発	がん・生活習慣病等の予防について、「みんなの健康だより」及び、成人健康診査受診者へ医療機関で配付している「お役立ちガイド」に掲載し、啓発します。	健康推進課	—
5	腎臓病、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした成人健康教育	腎臓病予防講習会、糖尿病予防講習会等において、望ましい栄養・食生活に関する教育を行います。	保健予防課	包括連携企業
6	申請手続きのオンライン化	「町田市乳がん・子宮頸がん特例措置申請」及び「成人健康診査・がん検診等の自己負担金免除申請」について、申請手続きのオンライン化を進めます。	健康推進課	—

がんに関する正しい知識等の普及啓発（アピアランスケア等）

○アピアランスケアとは

アピアランスケアについて広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と定義しています。（国立がん研究センターホームページを参照）



○町田市がん患者へのアピアランスケア支援事業

町田市民の死因第1位はがんであり、町田市ではこれまで、がんの予防やがんを早期発見して治療へつなげるがん検診の実施及びがん予防の正しい知識の普及啓発を行ってきました。

がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん経験者は増加しており、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるよう、脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化の悩みを抱えている患者を支援する取り組みが課題となっています。

がん患者が、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できることを目的とし、町田市がん患者へのアピアランスケア支援事業を2023年7月から開始しました。

施策(5)感染症対策

施策の方向性

- 感染症対策について、市民や関係機関職員に分かりやすい情報を発信します … 1、3
- 結核に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、結核患者に対する療養生活を支援していきます … 2
- HIV／エイズ・性感染症について、感染予防などに関する普及啓発を行うとともに、感染者の早期発見を目的として検査・相談事業を実施します…1、4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	感染症予防に関する普及啓発	広報やホームページなどを活用した情報発信を行います。健康教育の実施及び各種会議等への参加を通し、関係機関との顔の見える関係性の構築を目指します。また、各地区の健康づくり推進委員を通じて、感染症予防の普及啓発を実施します。	保健予防課	—
2	結核に関する普及啓発及び結核患者に対する療養支援・服薬指導の実施	結核の発生及びまん延防止を図るため、結核に関する普及啓発を行います。結核患者に対して、療養支援や服薬指導を実施します。	保健予防課	—
3	定期予防接種の実施	予防接種対象者への個別勧奨及び個別接種を実施します。予防接種スケジュール管理ができるアプリ「わくわくワクチプラス」を提供します。	保健予防課	—
4	HIV／エイズ・性感染症の検査・相談	ホームページなどを活用した情報発信を行い、HIV／エイズ・性感染症に関して、疾患の正しい理解、感染予防の正しい知識に関する啓発を行うとともに、検査・相談事業を実施します。	保健予防課	—

目標1－3 食で健康を支えるまち

食を通じて地域とつながるための支援を充実させ、また、食に関する環境を整えることで、市民一人ひとりが望ましい栄養・食生活を実践できることを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
朝食を毎日食べる人の割合	78%	80%	85%
1日の野菜の摂取量	233g	300g	350g
朝食に野菜を食べる人の割合	61.4%	65%	70%
「共食(誰かと一緒に食事をすること)」をする人の割合	65.3%	70%	75%
食育に関心がある人の割合	77%	80%	85%

現状と課題

- ・朝食を毎日食べる人の割合は 78.0%となっています。朝食を食べないと、脳や身体のエネルギー源が不足し、集中力低下や、昼食の血糖値の急激な上昇などにつながります。そのため、朝食を毎日食べる人の割合を増やすための取り組みが必要です。また、朝食に野菜を食べる人の割合は、65.3%から 61.4%に減少しています。(※1)ビタミン・ミネラルなどの栄養は、こまめに摂らないと不足するため、朝食にも野菜を食べる人を増加させるための取り組みが必要です。
- ・「共食」をする人の割合は 65.3%となっています。(※2)一人で食べる人は、「共食」をする人に比べて、朝食を食べない人が多いことや、野菜や果物の摂取が少なくインスタント食品やファストフードなどの摂取が多いことが分かっています。そのため、家族や友人等と食卓を囲んで一緒に食事をする利点について啓発することが必要です。
- ・「食育」という言葉は知っていたが意味は知らなかった人の割合が 27.2%、「食育に関心がない」人の割合が 22.0%います。食育の意味を知り、食育に関心を持つもらうため、食環境を整えることが必要です。(※2)

(※1)「町田市民の保健医療意識調査」について、2022 年度と 2016 年度に実施した際の結果を比較した際に見えた傾向。

(※2)2022 年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)望ましい栄養・食生活の推進

施策の方向性

- 市民一人ひとりが、ライフステージに応じた食の知識と選択する力を習得し、望ましい食生活を実践できるように取り組みます … 1~6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊産婦や乳幼児に対する母子健康相談◎	パパママ向け講習会や離乳食講習会等における望ましい栄養・食生活に関する相談会を実施します。 ◎分野横断的な取り組みとして、男女平等推進センターと連携し、父親に乳幼児の栄養・食生活を理解していただき、育儿参加を促すための支援をします。	保健予防課 子育て推進課 市民協働推進課（男女平等推進センター）	—
2	腎臓病、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした成人健康教育(再掲)	腎臓病予防講習会、糖尿病予防講習会等において、望ましい栄養・食生活に関する教育を行います。	保健予防課	包括連携企業
3	大学等と連携した健康教育	栄養専攻の学生と連携した、望ましい栄養・食生活に関する啓発活動を行います。	保健予防課	大学、 包括連携企業
4	自主グループ支援(Eトレの普及啓発)	高齢者の低栄養予防を目的とした「Eトレ」(毎日の食事を楽しく食べながら健康長寿を目指すトレーニング)を自主グループ活動の一環として取り組んでいただけるよう促します。	高齢者支援課	—
5	食に関する講座の実施	食や食育をテーマとした講座を実施し、市民が食について学習する機会を設けます。	生涯学習センター	—
6	学校給食を活用した食育の推進	中学校全員給食の導入を契機に、小学校・中学校9年間の学校給食を活用した「食育プログラム」を作成し、本計画や小・中一貫町田っ子カリキュラム「健康教育」と連携しながら実践します。	保健給食課 指導課 小学校 中学校	—

施策(2)食を通じて地域とつながるための支援

施策の方向性

- 家族や友人等と一緒に食卓を囲む利点について啓発します … 1
- 町田産農産物を購入する機会や、町田産農産物を使った料理を食べる機会を増やします … 2~6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	町田市食育ボランティアによる活動◎	地域において町田市食育ボランティアが、家族や友人等と一緒に食卓を囲むことの効果や、地産地消の利点について啓発します。 ◎分野横断的な取り組みとして、食育ボランティアがこころのサポーター養成研修を受講し、こころの健康視点を取り入れた食育活動を行うことで、こころの不調の早期発見やサポートに努めます。	保健予防課 高齢者支援課 農業振興課	町田市食育ボランティア、JA 町田市、包括連携企業、保育園、幼稚園
2	地産地消の推進	地域の味として伝承している町田産農産物を使用した「まちだすいとん」の提供や、町田市立小・中学校における朝食レシピコンテストにあわせて、レシピの普及及び購入場所の周知を行います。	保健予防課 農業振興課 保健給食課 指導課 小学校 中学校	JA 町田市、包括連携企業
3	町田の食に触れる機会、情報の提供	町田の食や生産者とふれる機会を増やすため、農業や商業の体験事業や情報発信等を行います。	保健予防課 観光まちづくり課	JA 町田市、包括連携企業、町田市観光コンベンション協会
4	まち☆ベジ市、キラリ☆まちだ祭（農業祭＆産業フェスティバル）	市民に町田産農産物をPRするため、良質な野菜や特産品等を購入できるイベントを開催します。	農業振興課 産業政策課	JA 町田市、町田商工会議所
5	市民農園事業	市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうことにより、健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ります。	農業振興課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
6	学校給食を活用した食育の推進	地場農産物を給食食材として継続的に活用し、食を通じて地域への理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解の促進を図ります。	保健給食課 指導課 小学校 中学校	—

コラム No.6

学校給食を活用した食育の推進～食体験の大切さ～

○町田市学校給食の特徴

町田市の学校給食は、「本物の味を伝えたい」と考え、化学調味料は使わず、料理に合わせて、厚削り節・煮干し・昆布・鶏がら・豚骨を使ってだしを取り、食材の風味や旨みを引き出し、素材の味をいかしながら、調味料を過剰に使わなくてもおいしく食べられるように工夫しています。また、「自分の子どもに食べさせたいと思うものを作りたい」との想いから、コロッケ、ハンバーグをはじめ、ふりかけ、カレーやシチューのルウ、ドレッシングなどまで、手作りで、真心を込めて作っています。本物の味を繰り返し味わうことは、望ましい味覚の土台作りにつながります。



○食育の取り組み

小学校給食では、地場産野菜の良さを知り、生産者の存在を身近に感じることで、児童が食への興味・関心を持つことができるよう年2回市内42校全校で町田市産農産物「まち☆ベジ」を使用した「まち☆ベジ給食」を実施しています。

野菜料理は、残りがちな献立の1つですが「まち☆ベジ給食」実施日には、いつもは野菜を残してしまうという児童から「町田の野菜だから食べてみた」「食べてみたらおいしかった」などの声が聞かれます。

一口食べてみたことで、苦手だと思っていた野菜がおいしいとわかり、その他の野菜も食べてみようと挑戦するうちに食べられるようになる子も多く、食体験を重ねることはとても大切です。



町田市では、子どもたちが、給食をはじめ、食に関わる学びや体験を通じて、食に関する知識を深めながら、自分に適した望ましい食選択、食行動を実践できる力を育めるよう取り組んでいます。

施策(3)食に関する環境の整備

施策の方向性

- 家庭や学校、職場などにおいて、バランスの良い食事や朝食をとる習慣等の望ましい栄養・食生活が身につきやすい環境を整えます … 1～3、5
- 民間企業や給食施設、町田市食育ボランティア等の地域資源を活用して望ましい栄養・食生活の実践につながる食物や情報を市民に届けます … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	民間企業や給食施設と連携した、食に関する啓発活動	市民が普段利用するスーパーなどにおいて啓発リーフレットを配布します。交通機関や商業施設におけるデジタルサイネージを使った情報発信を行います。講習会の実施やデジタルツール(YouTube、SNS等)を通じて情報を提供します。	健康推進課 保健予防課 生活衛生課	大学、 給食施設、 包括連携企業、 委員会委員 (※)の関係団体等
2	食物アレルギーに関する環境整備	民間企業や給食施設における食物アレルギー対応の環境を整備します。	保健予防課 保健給食課 指導課 小学校	給食施設、委員会委員(※)の関係団体等
3	食品ロス削減のための普及啓発	フードドライブ受付窓口の拡大やフードシェアリングサービスの導入、まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定、エコ得レシピの紹介、キャンペーン等を通じ、食品ロスの削減に関する普及啓発を行います。	保健予防課 環境政策課	町田市社会福祉協議会、 民間事業者
4	町田市食育ボランティアと、民間企業や給食施設が連携した取り組みの実施	町田市食育ボランティアが保育園や障がい者施設等からの活動依頼を受けて、紙芝居の読み聞かせや調理実習等の食育を行います。	保健予防課	給食施設、 包括連携企業、 町田市食育ボランティア、委員会委員(※)の関係団体等
5	食物アレルギーの方に配慮した備蓄物資の配備	アレルギーに対応した備蓄物資の充実に努めています。	防災課	—

(※)町田市食育推進委員会の委員

町田市食育ボランティアの活動内容

コラム No.7

町田市が実施する養成講座を修了した方を「町田市食育ボランティア」として、登録しています。子どもから大人まで幅広い世代を対象に、共食の推進や食事マナーの伝承等を図っています。



活動依頼等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

町田市ホームページ

<保育園における食育事例>

参加型の食育で、楽しく、おいしく学びます。

依頼者の要望に応じて、クイズの出題や調理実習等を行います。



<野菜クイズ>



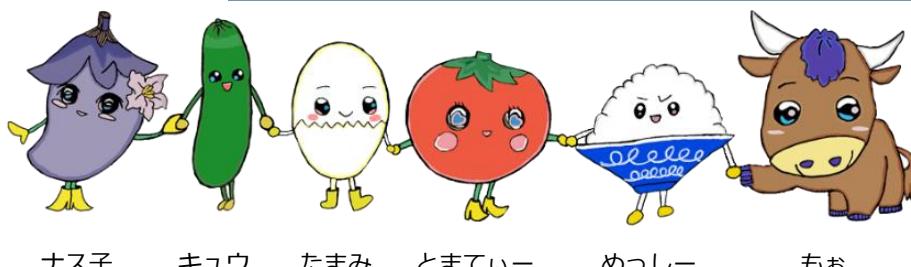
<紙芝居の読み聞かせ>



<みそ作り>

コラム No.8

町田市食育推進キャラクター「まち☆ベジーズ」



ナス子

キュウ

たまみ

とまでいー

めっしー

もお

「まち☆ベジーズ」は、市内で収穫される農作物がモチーフのキャラクターです。まちだの食の「わ」を育むシンボルとして、2022年度に大学生と一緒に作成しました。



「まち☆ベジーズ」という愛称は、市民の投票で選ばれました。

キャラクターの使用に関する規定等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

町田市ホームページ

目標1-4 かけがえのないのちを大切にするまち

悩みや課題を抱えたときに誰もが身近で相談できることや、状況に応じて支援窓口と速やかに繋がりを持てる体制を整え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。また、こころの病やひきこもりに関する地域の相談及び支援を充実させ、こころの健康づくりを推進します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
自殺死亡率 (人口 10 万人あたり)	17.2	12.2	12.2(※)
自殺は自分自身に関わる問題だと思う人の割合	24.6%		42.1%
身近に相談者がいる人の割合	71.1%		81.9%
自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると思う割合	45%		67.2%
こころの相談をする時の相談先を知っている人の割合(保健所と回答した人)	23.3%		28%
こころの健康づくりに関する普及啓発回数	年 4 回	年5回	年 5 回

(※)自殺総合対策大綱における数値目標に合わせ、2026 年までに自殺死亡率を 2015 年と比べて 30% 以上減少させることを目標として設定します。2027 年以降の目標については、中間確認の際に見直します。

現状と課題

- ・2006年に自殺対策基本法が公布・施行され、自殺死亡率は減少傾向で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で全国や東京都では2020年、町田市でも2022年に増加に転じ、2022年の自殺死亡率は17.2と全国や東京都と同水準になっています。
- ・自殺問題を自分事と捉える人が少なく、他者への相談や助けを求めるこことをためらう人の割合が高いため、自殺対策に関する理解を深め、市民一人ひとりの気付きと見守りを促す必要があります。(※1)
- ・こころの健康状態について、「おおむね健康である」という回答が最も多くなっていますが、「健康である」と「おおむね健康である」と回答した人の割合はやや減少しているため、引き続きこころの健康づくりについて普及啓発していく必要があります。(※2)
- ・ひきこもりの家族がいると回答した人の割合は、4.2%でした。(※1)2012年に町田市で実施したひきこもりに関する調査(若年者の自立に関する調査)と比較すると、ひきこもりの家族がいると回答した人の割合は、1.3ポイント減少していますが、ひきこもりの状態は、どの年代にも起こり得るため、対象者にあった効果的な情報発信が必要です。
- ・ひきこもりの当事者の状態や状況は個々に異なることが多く、抱える悩みは多岐にわたるため、一つの相談機関だけでは解決に至らないこともあります。複数の相談・支援機関が連携して、切れ目がない支援を実施していく必要があります。
- ・地域で安心して生活するために、多機関・多職種が連携を図り、市民のニーズに応じた包括的支援を提供する必要があります。

(※1)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

(※2)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」と2017年度に実施した「町田市こころの健康調査」の結果を比較した際に見えた傾向。



施策(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化

施策の方向性

- 地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化します … 1～7
- 市民一人ひとりの気づきと見守りを促します … 3、8、9
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図ります … 3、4、10、11
- こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進します … 12～14
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします … 15～17
- 社会全体の自殺リスクを低下させます … 7、12、18～23
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます … 3、17
- 遺された方への支援を充実します … 24
- 民間団体との連携を強化します … 1、2
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進します … 3、11、18、25～32
- 勤務問題による自殺対策を更に推進します … 12、33
- 女性の自殺対策を更に推進します … 12、34、35

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	町田市自殺対策 推進委員会・町 田市自殺対策推 進庁内連絡会の 開催	民間団体及び行政機関等から構成される「町田市自殺対策推進委員会」を運営し、自殺対策の取り組み成果の報告や計画の進捗管理・評価の検証等を行います。また、庁内の総合調整を図るため、「町田市自殺対策推進庁内連絡会」を運営します。	健康推進課	保健、医療、 福祉、労働、 教育等の関係 機関、NPO 等の民間団体 及び行政機関 等
2	悩みの相談先の 周知	自殺の背景となる、多重債務、いじめ、過 労、健康問題、家庭問題などに関する相 談に的確に対応するため、各悩みの相談・ 支援機関をまとめた冊子「悩みの相談先 一覧」を作成し、配布します。	健康推進課	—
3	ゲートキーパー 養成講座の実施	ゲートキーパーの役割を理解し、その対処 方法を学ぶため、ゲートキーパー養成講 座を対象者のニーズや段階に合わせて、 「市民向け」「地域ネットワーク向け」「教職 員向け」「専門職向け兼フォローアップ向 け」と分けて開催します。	健康推進課 指導課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
4	町田市食育ボランティアを通じた相談・支援等の推進	町田市食育ボランティアに、地域での活動の中で悩みを抱えた人がいたときに、気付き、支援に繋げられるように、ゲートキーパー養成講座の案内を行います。	健康推進課 保健予防課	町田市食育ボランティア
5	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の推進	民生委員・児童委員を通じて、地域で困難を抱えている人に気づいたときに、適切な相談機関に繋げていきます。	福祉総務課	町田市民生委員・児童委員
6	地域福祉コーディネーターによる福祉の困りごと相談	必要な支援を行えるように、困りごとを抱えている方を早期に適切な相談支援機関につなげます。	福祉総務課	—
7	高齢者への総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、市や各高齢者支援センターにて介護や生活の様々な支援のための相談に応じます。	高齢者支援課	—
8	ゲートキーパーの周知	悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくというゲートキーパーの存在やその役割について、普及啓発を行います。	健康推進課	—
9	自殺対策普及啓発キャンペーン	9月と3月を自殺対策強化月間として、「自殺対策普及啓発キャンペーン」を実施し、重点的に普及啓発を行います。	健康推進課	—
10	窓口職員向けのゲートキーパー研修の実施	各窓口で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、窓口職員を対象に、ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶための研修を行います。	健康推進課	—
11	学童保育事業を通じた相談・支援等の推進	学童保育事業を通じて、保護者や子どもの状況を把握し、悩みを抱えた家庭に必要な支援を行い、見守っていくため、学童保育クラブの指導員にゲートキーパー養成講座の案内を行います。	児童青少年課	—
12	総合相談会の実施	複数の相談機関が1つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に総合相談会を実施します。総合相談会では、こころや女性、労働など様々な分野に関する相談ブースを設け、適切な機関への橋渡しを行います。	健康推進課	保健、医療、福祉、労働等の関係機関、NPO等の民間団体及び行政機関等

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
13	こころの健康づくり(ひきこもりを含む)に関する普及啓発	保健所情報誌「みんなの健康だより」への記事掲載、デジタルサイネージの利用、啓発物品の配布、健康教育の開催などを通じて、こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。	保健予防課	—
14	健康づくりに関する講座の実施(再掲)	健康づくりやこころの健康に関連するテーマの講座を実施し、健康づくりの意識向上を図ります。	生涯学習センター	—
15	医療安全相談窓口の運営	市民又は市内の医療機関(診療所等)を受診された方の電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。また、ご相談内容によっては、中立な立場から提案や助言を行い、適切な専門機関等をご案内します。	保健総務課	—
16	医療機関や適切な相談先へ繋げるための支援	こころの相談に保健師等が対応します。必要に応じて医療機関や、適切な相談先へ繋げられるよう支援を行います。	保健予防課	—
17	自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への支援事業	自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への医療・社会的側面から支援を行います。退院支援にあたって、地域全体でサポートを行うため、関係機関との連携の充実を図り、切れ目のない支援を行います。 救急医療対策事業として、通常時間外で応急処置が必要な人の中には、自殺リスクに関わる問題を抱えていることも想定され、必要な支援先につなぐ等の対応をとるなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援を行います。	市民病院 医事課	—
18	SNS 自殺防止相談事業	近年、若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的としたSNSを活用した相談事業を実施します。	健康推進課	—
19	各種専門相談の実施	弁護士による法律相談や人権擁護委員による人権身の上相談など、悩みや困りごとを抱えている市民の相談を受け付けます。	広聴課	—
20	徴収の緩和制度としての納税相談	納税を期限までに行えない住民の中には、生活面で深刻な問題を抱えているなど、困難な状況にある方もいるため、猶予制度の案内や相談窓口への案内を行います。	納税課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
21	消費生活相談にかかる多重債務連携事業	経済的困窮を原因とする自殺発生リスクを低減するため、「消費生活相談」のうち多重債務にかかる相談について、迅速かつ効果的な解決のため弁護士や司法書士と連携し、問題解決を図ります。	市民協働推進課 (消費生活センター)	—
22	生活困窮者自立支援事業	生活の困りごとや不安を当事者の意思を尊重しながら相談を受けます。相談を通して、生活の安定に向けた目標や支援内容を当事者と一緒に考え、一人ひとりの支援プランをつくります。プランに沿った実際の行動化と継続を支援することで前向きに生きる意欲を喚起し、自殺リスクの低減をもたらすことをを目指します。	生活援護課	—
23	障がい者相談支援事業	各地域障がい者支援センターにて障がいに関する様々な相談に応じ、必要とする情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を実施します。	障がい福祉課	—
24	自死遺族への支援	自死遺族が直面する様々な問題に対し、自死発生直後から支援するため、東京都が設置する自死遺族のための相談窓口の周知を行います。また、自死遺族が偏見にさらされことなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるように、自死遺族の集い等の活動を周知します。	健康推進課	—
25	子どもセンター・子どもクラブ事業を通じた相談・支援等の推進	子どもセンターに来館している子ども達の様子や職員とのコミュニケーションを通して、子どもたちの悩みや不安に寄り添います。	児童青少年課	—
26	まこちゃんダイヤル(子ども専用相談ダイヤル)の実施	まこちゃんダイヤル(子ども専用相談ダイヤル)カードを市内小中学校の小4から中3の児童・生徒に配布し、子ども自身から様々な相談を受け、必要な支援を実施します。	子ども家庭支援センター	—
27	小・中学校での生活指導部会等集会の実施	生活指導部会等集会に取り組み、気になる児童の様子等について情報交換を行います。	指導課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
28	小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進事業	授業においてSOSの出し方に関する教育を1時間、教育課程に位置付けます。 (P.86 コラム参照)	指導課	—
29	小中学校における心のアンケートの実施	いじめ防止のためのアンケートを、小中学校全校で月に一度行います。悩みを抱えている子どもがいた場合は、必要に応じて担任等が聞き取り、スクールカウンセラーにつなぎます。	指導課	—
30	子どもたちの見守り活動	登校時のあいさつ運動や休み時間の見守り、部活動の顧問による下校指導を行い、子どもたちの変化に少しでも早く気づくよう取り組んでいます。子どもの状態によって、その様子を担任に伝え、気になる場合は家庭に連絡します。	指導課	—

コラム No.9

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子どもが現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

町田市立小・中学校では、東京都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育」を活用した授業を、学校内いずれかの学年で、年間1単位時間以上実施しています。

また、すべての児童・生徒に向けて、校長講話や学級指導等で「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について定期的に指導を行ったり、すべての教職員で自殺予防における対応のポイントについて、定期的に共通理解を図ったりするなど「SOSの出し方に関する教育」を推進しています。

SOS の出し方に関する教育



No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
31	相談機関の一覧表配布 「TOKYOほっとメッセージチャンネル」及び「あなたのいばしょ」の活用	長期休業前に、相談機関の一覧表を全校配布します。また、児童・生徒に貸与しているタブレット端末に、不安や悩みについて相談できる「TOKYOほっとメッセージチャンネル」及び「あなたのいばしょ」をブックマークに登録し、児童・生徒がすぐに活用できるよう周知します。	指導課	—
32	小中学校での校内委員会の実施	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の学校生活の様子等について確認し、どのように児童・生徒を支援していくかの話し合いを行います。状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や、関係機関とも連絡を取り合っていきます。 ※関連団体の取り組みにも記載	教育センター	—
33	職員のメンタルヘルス対策事業	自殺対策を支える職員が心身ともに健康で業務を遂行できるよう、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施します。	職員課	—
34	出産・子育てしっかりサポート事業(再掲)	すべての妊婦を対象として面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援が必要な方に対しては関係機関と連携し、出産後も切れ目のない支援を継続します。	保健予防課	—
35	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施	自殺につながるといわれるDVについて講座等を実施し、DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらいます。また、DV相談カードの設置等により、DV防止の啓発を行います。	市民協働推進課(男女平等推進センター)	—

〈関連団体の取り組み〉

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化する	町田市民生委員児童委員協議会	見守り活動	担当の区域において高齢者の訪問や見守りを行っています。また、児童相談所、子ども家庭支援センターと協力し、子どもの見守りを実施しています。生活保護者の家庭に訪問し、その家庭状況を確認し、把握に努めています。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	電話相談	変化の激しい現代社会において、困ったり不安になったときに、誰にも相談できずにいる人が数多くいる中で、電話で話すことにより、再び生きる勇気を見出していくれるよう、よき隣人であることを願いながら、無償ボランティア相談員が電話相談を受けています。また弁護士による法律相談も受け続けています。
	地区協議会	相談会	地区協議会で、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成委員等が連携し、地域の方が気軽に相談できる場を作っています。
	町田地区保護司会	更生保護	犯罪や非行をした人を地域の中でサポートし、その再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。電話相談「サポートセンター町田ひまわり相談」も実施しています。
自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	電話相談員の養成	電話相談に従事する人材を育成するため、電話相談員養成プログラム(養成期間:1年6か月程度)を定期的に実施します。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	ゲートキーパーの養成	支援者及び一般市民を対象とするゲートキーパー養成研修を、地域及び職域において、要請に基づき開催します。
	町田市介護人材開発センター	医療・福祉団体等へのゲートキーパー養成講座等の情報提供	医療・福祉団体等関係団体に対し、ゲートキーパー養成講座等に関する情報を提供します。
適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	一般社団法人町田市薬剤師会	関係機関の相談・紹介	来局した不安、不眠などこころの不調をかかえる市民に対して、適切な初期支援を行える薬剤師を増やします。そして受診勧奨を行い、本人に適切な医療・支援を受けられるようにサポートします。
	公益社団法人東京都町田市歯科医師会	障がい者歯科診療事業	初診患者の中で精神疾患を持つ患者が増加しており、これらの患者診療に際し日常生活の悩み・心配等を配慮し、より密接なコミュニケーションを確立します。
	公益社団法人東京都町田市歯科医師会	歯科医師会会員への講演会事業	障がい者歯科診療を通じての会員への学術講演会や、精神疾患を持つ患者への不安軽減のためのカウンセリング等を行います。
	一般社団法人町田市医師会	かかりつけ医と精神科医の連携促進事業	東京都の事業として講演を行っています。学術講演においても、うつ病の講演を取り上げています。
	町田消防署	救急対応	東京消防庁では、自殺企図や希死念慮のある傷病者に対し、「東京都こころといのちのサポートネット」を活用し、相談員による病院選定や傷病者との電話での直接対話をしています。また、救急活動の現場において、警察等の関係機関と連携し、その後のフォローに繋げていきます。

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
社会全体の自殺リスクを低下させる	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	安心生活創造推進事業(成年後見制度推進・福祉法律相談)	虐待案件において、被虐待者を守るため成年後見人等の支援者を決定します。弁護士による法律相談を実施し権利侵害などの相談に対応しています。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	消費者被害等の経済問題、ソーシャルサポートが欠如している方へ、福祉サービス利用の手続きのお手伝いや、日常的な金銭の支払いなどの支援を行います。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	心配ごと相談	日常生活における心配ごとや悩みごとに、心配ごと相談員が電話で相談に応じます。
	町田公共職業安定所	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者等に対し、ハローワークと福祉事務所等地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を行うことにより、就労による自立を促進します。町田市の生活保護担当部署とも連携し、取り組んでいます。また、町田市役所の一角にて「就労サポートまちだ」という窓口を開設しています。
	一般社団法人町田市薬剤師会	ブース出展や薬物乱用防止教室の実施	町田市総合健康づくり月間への参加や学校薬剤師として小中学校の児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を実施しています。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	公開講座・講演会・イベントの開催	一般市民を対象に公開講座・講演会を開催し、いのちの大切さや、死生に関する課題を提供します。また、誰にも訪れる「死」と「いのち」についての地域での様々な取り組みとの連携を図ります。
自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	警察署	自殺対策に関する取り組み	個人の生命、身体の保護については、警察の責務として日々活動しています。自殺に関しては、通常業務を通じて情報収集を行っています。身近な困りごとについては生活安全課にて相談に応じ、生活相談で自殺に関する相談も受けています。 精神保健福祉法に基づき、自傷他害のおそれのある場合には、保健所へ通報するなど連携しています。
遺された方への支援を充実する	特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター	遺族支援事業	自死・自殺で大切な人を亡くした人が、偏見にさらされることなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるように、総合的な遺族支援の拡充を図り、誰にとっても生き心地のよい社会の実現に寄与することを目的とし、講演会やわかちあいの会、社会保険労務士や弁護士等の専門家の相談会を実施しています。
民間団体との連携を強化する	法律相談事業関係者	総合相談会・法律相談窓口	総合相談会や法律相談窓口を実施しています。また、法律相談を通して、弁護士会と町田市の連携強化を図ります。
子ども・若者の自殺対策を更に推進する	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯で進学を希望している子どもへの支援を目的に、学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料について、無利子で貸し付けを行う事業です。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	ここなび(こころのナビゲーション)	子どもパソコン相談であり、小学生から高校生までの悩みごとに答えるホームページです。「友だち」「家族」「学校」「性・からだ」「自分自身・性格」「恋愛」から質問と答えを閲覧でき、自分の相談を送ることも可能です。相談に対する回答の掲載を継続します。
	北里大学医学部精神科学	自殺対策を含めた学生のメンタルヘルスに関する指導	自殺予防を含む学生のメンタルヘルス対策は喫緊の課題です。学生及び教職員の理解を深めるために、学生相談室との連携、学生を対象とした講義、教職員への講習を行っています。

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
勤務問題による自殺対策を更に推進する	八王子労働基準監督署町田支署	自殺対策に関連する取り組み	働き方改革の主要施策である長時間労働の削減と過重労働防止に向けて、労働時間管理の徹底及び長時間労働の是正を推進しています。 各事業場に対し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、ストレスチェック制度の適切な実施を促進します。
	八王子労働基準監督署町田支署	ワーク・ライフ・バランスの推進	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定改善による業務の見直しにより、ワーク・ライフ・バランスを実現します。
	八王子労働基準監督署町田支署	講演会やセミナー等への講師派遣	労働基準行政の取り組みについて理解・周知を図るため、各種団体が開催する講習会やセミナー等に講師派遣を行っています。
	町田公共職業安定所	失業対策事業	失業者(転職希望者を含む)に対する職業相談、職業紹介を雇用保険制度、求職者支援制度を一体的に行います。また、専門家である精神保健福祉士を配置し、主に精神障がい者に対し就職活動の不安軽減のためのカウンセリング等を行います。
	町田商工会議所	セミナーの開催	経営者や従業員を対象に、職場内の関係強化や働く人にとっての環境改善、労務管理などのセミナーを開催しています。

コラム No.10

～心によりそうゲートキーパー～

○ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。特別な資格ではなく、誰でもなることができます。

2022年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するとし、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指すとしています。

○町田市におけるゲートキーパー養成講座

身近に悩みを抱えた人がいたときに、そのことに気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守っていくというゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、町田市ではゲートキーパー養成講座を実施しています。

対象者のニーズや段階に合わせて、「市民向け」「地域ネットワーク向け」「教職員向け」「専門職向け兼フォローアップ向け」と分けて実施することで、実際の活動につながる内容について学ぶことができるようになっており、これまで1万人以上の方が受講しています。

○ゲートキーパーの普及啓発活動

ゲートキーパーを広く周知するため、3月と9月の東京都の自殺対策強化月間に合わせて実施している自殺防止対策普及啓発キャンペーンでは、町田市内のデザイン専門学校生のデザインを活用したゲートキーパー啓発ポスターとクリアファイルを作成し、市内各駅やバス車内、医療機関等で掲示・配布しています。また、年間を通じて、ゲートキーパー普及啓発ステッカーを市内のスーパー・ドラッグストアやコンビニエンスストアなどに配布し、貼付にご協力いただいているます。



2022年度の作品

ゲートキーパー
普及啓発ステッカー

施策(2)こころの健康づくりの推進

施策の方向性

- こころの健康づくり(ひきこもりを含む)の推進を図ります … 1
- こころの相談に対して早期に適切な支援に繋げます … 2
- 関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります… 3、4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	こころの健康づくり(ひきこもりを含む)に関する普及啓発(再掲)	「みんなの健康だより」への記事掲載、デジタルサイネージの利用、啓発物品の配布、健康教育の開催などを通じて、こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。	保健予防課	—
2	医療機関や適切な相談先へ繋げるための支援(再掲)	こころの相談に保健師等が対応します。必要に応じて医療機関や、適切な相談先へ繋げられるよう支援を行います。	保健予防課	—
3	関係機関との連携強化	町田市精神保健福祉連絡協議会・専門部会、ひきこもりネットワーク会議や個別支援会議を通して、関係機関との連携強化を図ります。	保健予防課	関係機関(※)
4	障がい者相談支援事業(再掲)	各地域障がい者支援センターにて障がいに関する様々な相談に応じ、必要とする情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を実施します。	障がい福祉課	—

(※)精神科医療機関、町田市医師会、訪問看護事業所、警察署、消防署、民生委員・児童委員協議会、NPO法人町田市精神障害者さるびあ会、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、福祉関連事業所、ひきこもりに関連する教育機関・福祉就労事業所・NPO法人等

基本目標2

どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

目標2-1 安心できる地域医療があるまち

必要な医療情報を必要なときに入手でき、医療を受ける人と提供する人双方が適切なコミュニケーションをとり、良好な関係が構築されることを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
#7119(救急相談センター)を知っている人の割合	46.4%	48%	50%
急病の時にかかる医療機関の情報がわからない人の割合	18.8%	17%	15%
医療安全支援センターホームページの閲覧数	3,608/年間	4,000/年間	4,500/年間

現状と課題

- 市民が休日や夜間に安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと救急患者に対する診療の確保を図り、広報紙やメール配信サービスで町田市内の当番医療機関の情報提供を行っています。急病の場合に町田市内に安心して利用できる医療機関がないと思っている人のうち 41.9%が急病の時にかかる医療機関の情報がわからないと回答しています。必要な情報を入手できるよう、情報を正しく発信し、さらに積極的な広報・啓発活動に努める必要があります。(※)
- 市が行っている医療安全相談窓口に寄せられる苦情や相談は、医療を受ける人と提供する人双方がコミュニケーションを図ることで解決できる内容が多く寄せられることから、円滑なコミュニケーションを通して良好な関係が構築されるよう取り組む必要があります。

(※)2022年度に実施した「町田市市民保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)適切な医療を受けられる環境整備

施策の方向性

- 医療を受ける人と提供する人が円滑なコミュニケーションをとり、良好な関係構築が図れるよう取り組みます … 1、2、7、8
- 救急医療体制の確保に努めます … 3
- 休日の歯科医療体制の確保に努めます … 4
- 一般の歯科診療所で診療等が困難な状況に対応するため、障がい者歯科診療体制の確保等を継続します … 5
- 診療所や薬局等の医療提供施設において、衛生管理や医療安全管理が行き届き、安心して医療が受けられるよう、監視指導を行います … 6

主な取り組み

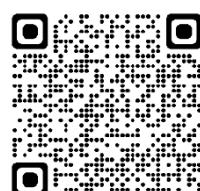
No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	医療のかかり方及び医療に関する疑問の解消方法に関する情報の発信	ホームページを効果的に活用し、上手な医療のかかり方や医療に疑問を持ったときに活用できる制度などの情報を発信します。	保健総務課	—
2	医療安全相談窓口の運営(再掲)	市民又は市内の医療機関(診療所等)を受診された方の電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。また、ご相談内容によっては、中立な立場から提案や助言を行い、適切な専門機関等をご案内します。	保健総務課	—
3	町田市休日・準夜急患こどもクリニックの運営	町田市休日・準夜急患こどもクリニックにおいて必要な医療が提供できるよう、指定管理者とさらなる連携を図ります。	保健総務課	町田市医師会

コラム No.11

～医療安全相談窓口について～

町田市医療安全支援センターでは、医療安全相談窓口を設置し、医療機関を受診された方から医療に関する電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。窓口によく寄せられる相談とそれに対する回答を町田市ホームページに紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。

町田市医療安全支援センター



No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
4	休日応急歯科診療所の運営	診療を行う歯科診療所の少ない休日(祝日・5月連休等)・年末年始に、歯科の応急診療を行います。	保健総務課	町田市歯科医師会
5	障がい者歯科診療所の運営	障がいの内容によって、一般の歯科診療所で診療等を受けることが難しい方に対して、歯科診療を行います。また、障がい者歯科を地域で支えるため、歯科専門職を育成します。	保健総務課	町田市歯科医師会
6	診療所・薬局等医療提供施設の監視指導の実施	診療所・薬局等に対して実施する立入検査を通じ、衛生管理や医療安全管理体制等の確認、指導を行い、適切な医療提供体制の確保を推進します。	保健総務課	—
7	医療と介護の連携支援センターの運営	高齢者支援センターが行う在宅医療・介護連携に関する事業を後方支援し、質の向上を図るとともに、医療職と介護職からの相談に応じ、業務の円滑な実施を支援します。	高齢者支援課	—
8	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会	在宅医療の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図るため、医療と介護の専門職団体が参画する協議会を開催します。協議会では、医療職と介護職が連携して在宅療養を提供するための専門職向け研修や、市民に向けた在宅療養の普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	—

コラム
No.12

かかりつけをもちましょう

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を持つことで、普段の体調管理を相談することができます。「かかりつけ医」は、自分自身やご家族の生活環境、健康状態を把握し、病気の時だけではなく、日ごろから健康管理についてもアドバイスしてくれます。直接大病院を訪ねる前に、まずは「かかりつけ医」に相談することがより効果の高い治療につながります。「かかりつけ歯科医」は、むし歯や歯周病の治療をするだけではなく、歯のみがき方や食生活のアドバイスなど日常生活をサポートしてくれます。「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師」は、薬の効果や飲みあわせなどわかりやすく説明してくれます。一般薬の副作用情報なども含め、健康に関する情報を積極的に教えてくれます。

施策(2)適切な受診に関する普及啓発

施策の方向性

- 適切な受診行動の促進をします … 1
- 医療に関する情報発信を推進します … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	医療機関の適正利用などの普及啓発	救急車の適正な利用及びかかりつけ医の有用性など医療機関の適正な利用について、市民に対し啓発・周知を行います。	保健総務課	—
2	急な病気やけがの時に適切な行動をとれるための電話相談窓口や当番医療機関等の情報提供	日ごろ受診する際に条件にあった医療機関や、今診てもらえる救急医療機関について情報が得られるよう、電話相談窓口や当番医療機関等の情報提供を行います。	保健総務課	—

コラム
No.13

救急車を呼ぶべきか、病院にいくべきか迷ったら？ #8000、#7119

小児

小児専門ダイヤルです。小さなお子さんについては、まずこちらへ

小児救急
相談
(東京都)

#8000

携帯電話 プッシュ回線

03-5285-8898

平日：午後6時～翌朝8時

土曜日・日曜日・祝休日・年末年始：午前8時～翌朝8時

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができます。

大人・小児の時間外

大人と、小児専門ダイヤルが時間外の時はこちらへ

救急相談
センター
(東京消防庁)

#7119

携帯電話 プッシュ回線 PHS

042-521-2323

24時間 365日対応

症状にもとづく緊急性の有無、受診の必要性に関するアドバイスや医療機関案内などを、医師をはじめとした 医療チームが対応します。

目標 2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち

健康が脅かされる危機が発生したときに、市民、関係機関、行政等が相互に理解、協力して健康を守れるまちを目指します。また、災害時や大規模な感染症の発生時に、円滑な医療救護活動や感染拡大防止対策が実施できる体制を構築・整備します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
感染防止対策地域連携会議への参加回数	7回	10回	10回
健康危機管理委員会の開催回数	年0回	年1回	年1回
災害時の医療救護体制について知っている人の割合	25.7%	27%	30%
災害医療関係者連絡会の開催回数	年1回	年1回	年1回
医療救護活動訓練回数	年2回	年2回	年2回

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染対策に関する普及啓発を継続的に行いました。このことにより、市民や関係機関職員が感染対策の知識を得て、感染対策に対する意識向上を図ることができました。今後も市民一人ひとりが健康に関する正しい知識を持ち、活用できるように啓発活動を継続していきます。
- ・感染症の発生時に感染症対策が円滑に進むよう、平時から会議開催等を通じて関係機関との「顔の見える関係」の構築に努めていますが、新興感染症による健康危機に備え、より関係機関等と連携調整を強化し、健康危機体制を確保していく必要があります。
- ・災害時の医療救護体制について、関係機関と連携し整備を進めていますが、災害時の医療救護体制について知っている人の割合は26%程度と低い状況です。(※1)
- ・災害時の市の医療救護体制について、従事する人や救護所への移動手段の確保等の課題があります。また、予期できぬ課題に柔軟に対応できるよう、関係機関と継続的に検討する必要があります。
- ・災害時に円滑な医療救護活動が実施できるよう、繰り返し訓練を行う必要があります。
- ・在宅人工呼吸器使用者の難病患者等が災害時個別支援計画(※2)を作成した後も、難病患者等の病状は変化していくため、常に最新の状況を把握する必要があります。

(※1)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

(※2)高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。

施策(1)新興感染症対策

施策の方向性

- 市民や関係機関職員に対する情報発信を行います … 1
- 平時から関係機関とのネットワークを構築します … 2
- 健康危機管理に関する計画等の改定及び整備を行います … 3
- 医師会等の関係機関との連携を密にするなど、感染症の感染拡大防止をするための環境を整備します … 4、5

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	新興感染症に関する情報発信	疾患に関する情報や感染対策等について、ホームページなどを活用した情報発信をします。	保健予防課 介護保険課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 保健給食課 指導課 児童青少年課	—
2	感染防止対策地域連携会議への参加	会議に参加することにより、関係機関との顔の見える関係性を構築します。	保健予防課	—
3	感染症対策に係る各計画の改定及び見直し	国や都の動向を踏まえ「町田市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定、(仮称)「町田市感染症予防計画」及び「(仮称)町田市健康危機管理対処計画(感染症編)」について隨時見直しを行います。	保健総務課 保健予防課 生活衛生課	—
4	避難施設の感染症対策	感染症対策として、全避難施設に配備した感染症対策物資を更新していくとともに、避難者の十分なスペースを確保できるよう努めます。	防災課	—
5	感染症に対応する体制整備	新興感染症発生時に備え、体制整備の充実を図ります。また、その体制整備の中で、保健所中町庁舎と健康福祉会館の集約を見据え、機能強化に向けた保健所機能の最適な配置を検討します。	保健総務課 健康推進課 保健予防課 生活衛生課	—

保健所機能の強化と保健施設の整備

コラム No.14

新型コロナウイルス感染症の対応に伴い保健所では、業務のひっ迫、全庁体制の整備、優先すべき通常業務の選択等の人員確保やB C P（事業継続計画）に関すること、また執務室スペースの分散化や狭あい化、医療用物資の保管場所の不足など施設面に関する様々な課題に直面しました。特に、執務室スペースの確保は重要な課題であり、大規模感染症発生時に一連の対応業務が行えるスペースを確保できる体制を平時から整備していく必要があります。

町田市の4つの保健施設の拠点（保健所中町庁舎、健康福祉会館、忠生保健センター、鶴川保健センター）のうち、保健所中町庁舎（1973年度建築）と健康福祉会館（1988年度建築）は老朽化により改修の時期を迎えています。そのため、現在、これら2つの保健施設の集約化を含む機能強化に向けた保健所機能の最適な配置を検討しています。

新型コロナウイルス感染症対応からみえた教訓を生かし、市民の健康を守るための拠点として、保健施設を整備していきます。

施策(2)大規模災害時における医療提供体制の充実

施策の方向性

- 災害時医療救護体制について、情報を発信します … 1
- 災害時の医療救護に関わる関係機関と連携して課題を検討し、体制整備に取り組みます … 2、3
- 在宅人工呼吸器使用者の難病患者等が災害時個別支援計画を円滑に作成できるように、関係機関と連携をとりながら支援を進めます … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	災害時医療救護体制に関する情報発信	災害時の市の医療救護体制について情報を発信します。	保健総務課 防災課	—
2	災害医療関係者連絡会の開催	災害時の医療救護に関わる関係機関と、体制整備の充実に向けて検討します。	保健総務課	町田市医師会 町田市歯科医師会 町田市薬剤師会 町田市柔道整復師会
3	医療救護活動訓練の実施	発災時に関係機関と適切に連携できるよう、医療救護活動訓練を実施します。	保健総務課 健康推進課 保険年金課 防災課	市内医療機関 町田市医師会 町田市歯科医師会 町田市薬剤師会 町田市柔道整復師会
4	在宅人工呼吸器使用者の難病患者等の把握と災害時個別支援計画の作成への支援	災害時に在宅人工呼吸器使用者の難病患者等の安否確認や避難支援等を行えるように人工呼吸器使用者の把握をします。また、必要な患者に対しては、災害発生に備え、災害時個別支援計画作成を支援します。	保健予防課	町田市医師会 医療機関 訪問看護ステーション

目標 2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち

生活衛生に関連する事業者が衛生管理に取り組み、衛生水準の維持・向上を図るとともに、市民一人ひとりが生活衛生に関する正しい知識を持つことにより、健康リスクを軽減することを目指します。また、動物の愛護や適正飼養の意識が定着し、動物を飼う人も動物が苦手な人も心地よく生活できる地域社会を築くことを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
「町田市食品衛生監視指導計画」に基づく立入検査実施率	100%	100%	100%
公衆浴場等入浴施設に対する立入検査実施率	100%	100%	100%
動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の実施回数	年間9回 (2022年度実績)	年間10回	年間10回
「飼い主のいない猫との共生モデル地区制度」における新規指定団体数	—	5団体	10団体

現状と課題

- ・食品衛生の普及促進のため、「町田市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品等事業者への監視指導を実施しています。自主衛生管理を推進し、食品事故防止の観点から効率的・効果的な監視指導を継続していく必要があります。
- ・普及が進んでいるインターネットやSNS上では食の安全に関する誤った情報や科学的根拠に乏しい情報も見受けられるため、正しい情報を分かりやすく提供していく必要があります。
- ・理・美容所やクリーニング所、公衆浴場等入浴施設などの生活衛生に関連する事業者が自主的に衛生管理に取り組み、市民が施設を安全に利用できるよう、事業者への監視指導を継続していく必要があります。
- ・市民が生活衛生に関する正しい知識を持ち、日常生活における健康リスクを軽減できるよう正しい情報を適宜発信していく必要があります。
- ・ペットを飼っている人のうち、精神的な安心を得られている人は、91.1%います。(※)ペットを飼うことは、生活に潤いを与える効果が期待できる一方で、適正な飼育を怠ると、他者への危害や周囲の生活環境の悪化につながる恐れもあります。そのため、動物の愛護や適正飼養の意識が定着するよう、継続的に啓発を行っていく必要があります。
- ・ペットや飼い主のいない猫による生活環境の悪化を防止するために、飼い主の飼育マナーの改善を図るとともに、各地域において動物の管理に関するルールづくりや取り組みを進める必要があります。
- ・動物の飼育に関する問題やその要因が多様化しており、それらの問題を早期に発見・対応していくためには関係機関等との連携をこれまで以上に進めていく必要があります。

(※)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)食品衛生の確保

施策の方向性

- 食品等事業者に対する自主的な衛生管理を推進します … 1
- 広く市民に向けて食品衛生に関する知識の普及啓発を行います … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	食品等事業者に対する監視指導	食品衛生法の規定に基づき「町田市食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、監視指導を行います。	生活衛生課	—
2	食品衛生にかかる情報の発信	広報紙やホームページ、講習会などを通じ、社会の動向も踏まえた食品衛生に関する正しい情報を適宜発信します。	生活衛生課	—

コラム No.15

町田市では、安全な食生活の参考としていただきため、食品衛生に関する広報紙「食べものミミより情報」を発行し、保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設などに配布しています。

毎回、食中毒予防 3 原則「つけない！」「ふやさない！」「やっつける！」を紹介するほか、季節ごとの身近な話題をもとに食に関する正しい情報を分かりやすく提供し、食中毒の予防につなげていただいています。

【掲載テーマ例】

春号：クーラーバッグの保冷のポイント

夏号：夏祭りにおける食中毒事例

秋号：カンピロバクター食中毒の予防方法

冬号：ノロウイルスの感染予防対策 など

食べものミミより情報



施策(2)環境衛生の確保

施策の方向性

- 環境衛生に関する事業者への監視指導を計画的に実施します … 1
- 市民に生活衛生に関する正しい情報を適宜発信します … 2

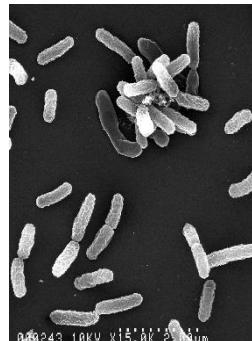
主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	環境衛生関係法令に基づく許可、監視指導	年間監視指導計画に基づき立入検査を実施し、衛生水準の維持・向上を図ります。	生活衛生課	—
2	生活衛生に関する相談対応、普及啓発	市民からの生活衛生に関する相談に応じ、正しい知識を啓発します。また正しい情報を適宜発信します。	生活衛生課	—

コラム No.16

レジオネラ症という病気をご存じでしょうか。
レジオネラ属菌という細菌を吸い込むことにより発症し、毎年、全国で1,000人以上の患者が発生しています。
日本では、公衆浴場などのお風呂を原因とした発生事例が報告されています。
公衆浴場などでは、レジオネラ属菌を増殖させないための適切な管理が求められます。

レジオネラ症



レジオネラ属菌
走査電子顕微鏡観察像
写真提供：国立感染症研究所

コラム No.17

近年、繁華街や住宅街など、都市環境に適応したネズミによる被害が増加しています。ネズミの被害を減らすには、住みつかせないことと、食べ物を与えないことが最も有効な手段です。

- 食べ物を片付ける……食べ物はフタ付きの容器に入れ、戸棚や冷蔵庫へ
- 隙間をなくして侵入を阻止……家の周りを確認し、隙間があれば塞ぐ
- 巣材を与えない……新聞、布、段ボールなど、巣の材料となるものは整理
- 隠れ家をなくす……使っていない植木鉢や木材などは片付ける

住まいのネズミ対策

施策(3)動物との共生の推進

施策の方向性

- 動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の機会を充実します … 1
- 犬・猫による生活環境の悪化を防止する地域の取り組みが広がるよう支援します … 2
- 動物愛護や適正飼養にかかる関係機関等との連携・情報共有を推進します … 3
- 動物の飼育や管理に関する申請手続きのオンライン化を推進します … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	動物の愛護と適正飼養にかかる啓発	講習会や広報紙、ホームページなどを通じ、動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼い主の義務やマナー、災害への備えなどについての普及啓発を行います。	生活衛生課	—
2	犬・猫による環境被害防止にかかる取り組みへの支援	地域で行う犬・猫による生活環境の悪化を防止する取り組み(地域猫活動、地域内のペット飼育のマナー啓発、ペットの同行避難訓練など)を支援します。	生活衛生課	—
3	動物との共生を支える環境づくり	動物の適正飼養にかかる関係者間の情報共有を進めるとともに、動物愛護に関する取り組みの推進にかかる関係機関等との連携を進めます。	生活衛生課	動物愛護 ボランティア、 動物病院 ほか
4	申請手続きのオンライン化	動物の飼育や管理に関する申請手続き(犬登録など)のオンライン化を進めます。	生活衛生課	—

コラム No.18

地域猫活動とは、地域にいる飼い主のいない猫を、地域住民が「地域猫」として管理することで、猫による地域のトラブルを減らしていくための取り組みです。

猫が増えないように不妊・去勢手術を行うとともに、エサやトイレの管理、清掃活動などを適正に行っていくことで、猫による粪尿やごみ荒らしなどの被害が減り、人にとっても猫にとっても暮らしやすいまちづくりにつながります。

町田市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術にかかる費用の一部を補助するほか、地域猫活動に取り組む団体を「飼い主のいない猫との共生モデル団体」として指定し、活動の支援を行っています。

地域猫活動



第5章 計画の 推進体制

第5章 計画の推進体制

本計画に基づき、施策や取り組みを実施するとともに、PDCA サイクルで年度ごとに実施内容等の確認・見直しを行います。

計画の確認・見直しにあたっては、「町田市保健所運営協議会」において、前年度の事業実施結果及び当年度の事業計画の報告を行います。「町田市保健所運営協議会」は、町田市保健所条例第 7 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるために設置された附属機関であり、委員は、保健・医療の各分野の学識経験者に加え、市民団体から選出された方、医療関係団体の代表、関係行政機関の代表で構成されています。2022 年 4 月には計画統合をきっかけとして、食育及び自殺対策の推進を目的とする各懇談会の会長を新たに協議会の委員としても委嘱し、懇談会で出された意見や課題も協議会に反映できる体制を整えました。総合的な見地から意見交換を行い、必要に応じて見直し内容を施策・取り組みへ反映します。

また、本計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、2027 度に中間見直しを実施し、2028 年度からの計画に反映します。

